

エーススポーツプラザ市川 リライトカード (ACE カード) 利用規約

2024 年 10 月 1 日

(株)エーススポーツ

第 1 条 (規約の趣旨)

1. エーススポーツプラザ市川 (以下、「当練習場」という) はリライトカードをこの規約にしたがって取り扱うものとし、利用者はこの規約によりお取引をしていただきます。
2. 利用者からお申し出いただければいつでもこの規約を差し上げます。

第 2 条 (リライトカードが利用できる場合)

1. 利用者は、当練習場にて券面表示のご利用可能金額の範囲内で代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当練習場内で販売する商品のお支払いにはご利用いただけません。
2. リライトカードは、当練習場に設置されているカードリーダーより、当練習場の定められた方法でご利用できます。
3. 当練習場はリライトカードの利用に際して、リライトカードのご利用残高が利用者に確認いただけるように適切な措置を講じます。
4. リライトカードの有効期限は、最終利用日より 1 年間とし、1 年間利用がない場合リライトカードのご利用残高 (含プレミア) は失効いたします。

第 3 条 (リライトカードが利用できない場合)

次の場合には、リライトカードをご利用いただくことはできません。

1. リライトカードが偽造または変造されたものであるとき。
2. 利用者がリライトカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたリライトカードであることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得したとき。
3. リライトカードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、当練習場のカードリーダーでリライトカードのご利用可能残高を読み取ることが出来ないときは、リライトカードをご利用いただけませんのでご了承ください。
4. リライトカードの有効期限が切れたとき。

第 4 条 (リライトカードへの入金)

1. 利用者は、当練習場に設置された現金自動入金機にて、利用金額を電磁的方法でカードに入金登録手続き (以下、「チャージ」という) することによってリライトカードをご利用いただくことができます。
2. 利用者が 1 回にチャージできる金額は、1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、

10,000 円となります。利用者がチャージされた際、当練習場はチャージされた金額を当練習場のサーバーに記録するとともに、利用者のリライトカードに入金金額を記録します。また、当練習場所定のプレミア金額を利用者の入金金額に応じ自動的に付与し、その金額をリライトカード上に併記して記録します。

3. リライトカードの「残高」は最高 5 万円を限度として入金頂けます。プレミアについての最高限度額（貯められる額）は 4 万円迄とします。
4. 当練習場は利用者がリライトカードを忘れて来場された時のため、一時利用のリライトカード（以下、一時利用カードという）を用意します。

利用者が一時利用カードを利用後、本カードと一時利用カードをフロントに提示した場合は一時利用カードの残高を本カードに移行します。

尚、一時利用カードの利用条件、有効期限等は本利用規約の条件とします。

第 5 条（リライトカードの再発行について）

1. リライトカードのご利用残高の読み取りができず、またその記録に異常があった場合には、利用者は、当練習場が定める方法でそのリライトカードを提出し、リライトカードの再発行を受けることができます。その場合、リライトカードの残金は当練習場のサーバーの残額記録の金額とします。
2. リライトカードを紛失、盗難、破損された場合リライトカードのご利用を停止することができます。お客様より再発行の申し出があった場合、身分証明書による本人確認の上、所定の手数料を頂き再発行いたします。
3. リライトカードを紛失、盗難等により不正使用されたリライトカードのご利用残高の損害については、当練習場は一切その責任を負いません。
4. 再発行後、前に使用していたリライトカードのご利用はできません。

第 6 条（取扱いの変更）

リライトカードの取扱いについて、この規約を変更する場合には、当練習場は一定の予告期間をおいて周知の方法を取るものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用いたします。なお、告知がなされた後、一ヶ月が経過した場合は、当社は当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 7 条（換金の原則禁止）

1. 一度入金したリライトカードの残高（含プレミア）は現金への換金はできません。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者の事情によりリライトカードの利用が著しく困難になったと認められる場合には、利用者は当練習場が定める方法で、リライトカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高（プレミアは除く）の払戻しを受けることができます。

第8条（カードの終了）

1. 当練習場は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合等によりリライトカードの取扱いを中断もしくは終了する場合があります。その場合、当該払い戻し方法は利用者に事前に通知し、周知の措置をとるものとします。
2. 前項の場合、利用者は当練習場の定める方法によりリライトカード内残高の払戻しを当練習場に求めることができるものとします。ただし、当練習場が前項の通知を行ってから 2 年を経過した場合、利用者は当該払戻し請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。
3. 前項の払戻し金額は当練習場のサーバーの残額記録とします。ただし、プレミアム金額は払戻し対象外となります。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当練習場は、お客様の個人情報を本条2項に定める利用目的および別途公表した利用目的のみに利用します。第三者への提供、公開はいたしません。
2. ①当練習場からのサービス案内
②リライトカード発行、発行の管理、利用状況の確認、その他これらに関連する業務を行う為
③リライトカード利用状況について統計的管理を行う為
④本規約に基づきカードの再発行、払い戻しを行う為
⑤その他リライトカードに関する管理および運営の為
3. 利用者がリライトカードをお申し込みの際、住所、氏名および電話番号を正しく申告されなかったため、本人確認ができない場合は第4条4項、第5条2項、第7条2項、第8条2項の適用を受けることができません。

第10条（管轄裁判所）

本規約に基づくお取引に関し、万一お客様と当練習場との間に紛争が生じた場合、当練習場の本社を管轄とする簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第11条（お問い合わせ先）

エーススポーツプラザ市川

住所 〒272-0127 千葉県市川市塩浜2-17

電話番号 047-399-8383

以上